

被災された方のための 生活支援情報

第45号
平成26年5月28日
仙台市復興事業局生活再建推進室

TEL 214-8559 FAX 214-5130
〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

復興公営住宅等入居支援金のご案内

被災された方の復興公営住宅等への入居支援のため、被災者生活再建支援法の「加算支援金」が支給されない方を対象に、「復興公営住宅等入居支援金」を支給しています。

- 支給対象者＝次の(1)～(3)のいずれかに該当する方
- (1)仙台市の復興公営住宅への入居の許可を受けた方
- (2)仙台市の復興公営住宅の入居要件を満たす方のうち、仙台市内の市営または県営住宅への入居の許可を受けた方
- (3)東日本大震災により復旧改築を行うこととなった仙台市の市営住宅で被災し、一時的に移転している方のうち、復旧改築後の当該市営住宅等への入居の許可を受けた方

※世帯の収入状況や、他制度による転居支援との関係などにより、対象とならない場合があります。詳しくはお問い合わせください

対象	支給額
下記に該当しない方	単身で入居する場合：15万円
	同居者がいる場合：20万円
①災害危険区域内に建物等を所有し、居住していた方 ②津波浸水区域内（区域A・B）に建物等を所有し、居住していた方	単身で入居する場合：7万5千円
	同居者がいる場合：10万円

●表の①②に該当する方は、併せて「住居の移転に要する費用の補助」制度が利用できますので、ご相談ください（①移転推進課☎214-8805②事業計画課☎214-8305）

●申請期限＝復興公営住宅等に平成26年3月末までに入居された方は平成27年3月31日まで、平成26年4月1日以降に入居された方は平成29年3月31日まで

●申請方法等詳しくはお問い合わせください

問い合わせ 生活再建推進室（入居支援金専用ダイヤル）

☎214-8804（平日 8:30～17:00）、FAX214-5130

平成26年度各種保育料の特例減免

東日本大震災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた方は、平成26年度各種保育料の特例減免を受けられる場合があります。

- 減免対象保育料＝①認可保育所保育料（通常保育料、公立延長保育料）②認可保育所保育料（私立延長保育料、一時預かり、休日保育料）③せんだい保育室、小規模保育事業、保育ママの保育料④幼稚園保育室の保育料

●要件等について詳しくはお問い合わせください

問い合わせ ①区役所家庭健康課（☎は下欄）、②～④各施設へ

仙台フィル定期演奏会に被災された方々をご招待します

仙台フィルハーモニー管弦楽団は復興支援活動の一環として、今年の定期演奏会に被災された方々をお招きするための「復興パートナーシート」を設けます。

この機会に仙台フィルの演奏をお楽しみください。

期日	時間	指揮者	対象
9/26(金)	金曜日 19:00～、 土曜日 15:00～	下野竜也	東日本大震災で半壊以上の被害を受けた方各公演30人（先着） ※1人1回限り、1公演につき1世帯3人まで。未就学児は入場不可
9/27(土)			
10/24(金)		パスカル・ベロ	
10/25(土)			
11/28(金)			
11/29(土)			

申し込み 6月18日から往復はがきに、希望者全員の氏名（3人まで。学生は学校名と学年も）・住所・連絡先電話番号・希望の公演日・り災証明書の証明番号・世帯主氏名・被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊）を記入して郵送

申し込み・問い合わせ 仙台フィルハーモニー管弦楽団〒980-0012仙台市青葉区錦町1-3-9☎225-3934

※裏面にもお知らせがあります

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261-1111(代) 太白区役所 ☎247-1111(代)
青葉区役所 ☎225-7211(代) 泉区役所 ☎372-3111(代)
宮城野区役所 ☎291-2111(代) 宮城総合支所 ☎392-2111(代)
若林区役所 ☎282-1111(代) 秋保総合支所 ☎399-2111(代)

仙台市ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/>
仙台市携帯電話用ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/m/>

震災後の生活困りごとと、こころの健康相談

震災後のさまざまな生活の困りごとに司法書士が、心の健康について保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じます（予約制）。

◆日時＝6月10日(火)13:00～16:00

◆会場＝宮城県司法書士会館（仙台市青葉区春日町8-1）

申し込み 電話で宮城県司法書士会館 ☎263・6755（9:00～17:00）

問い合わせ 仙台市精神保健福祉総合センター ☎265・2191

仙台市こころの絆センターにご相談ください

保健、福祉、医療、労働、教育、警察等の関係機関と連携しながら、自殺を考えている方などの相談をお受けしたり、適切な相談窓口につなげるための情報提供を行います。

■専用相談電話 ☎225・5560

開設時間＝9:00～17:00（土・日曜日、祝休日、12/29～1/3を除く）

問い合わせ 仙台市精神保健福祉総合センター ☎265・3049

総合防災訓練を行います

6月12日(木)の「市民防災の日」に、総合防災訓練を実施します。訓練は、震度6強の地震が発生し、沿岸部に7mの津波が到達するという想定で行います。

■津波避難訓練

8:33ごろに大津波警報発表を想定した津波広報訓練を行います。市東部70か所の屋外拡声装置や、「緊急速報メール」、広報車両、ラジオ(ラジオ3【76.2MHz】、エフエムたいはく【78.9MHz】、fmいずみ【79.7MHz】)。放送時間は8:33～9:00)などにより情報を流します。

津波避難エリアにお住まいの方やお勤めの方は津波広報を確認したら、津波避難エリア外、もしくは、最寄りの指定避難所や緊急一時避難場所などへの避難にご協力ください。

●時間＝8:33～9:30 ●会場＝津波避難エリアならびにエリア内外の小・中学校20校、緊急一時避難場所、津波避難ビル、津波避難場所（仙台東部道路避難階段など） ●屋外拡声装置からの広報は大音量になりますので、あらかじめご了承ください

■自主防災・避難所運営訓練

避難所運営マニュアル（地域版）に基づき、避難所の開設・運営や、備蓄物資の取扱訓練などを行います。

●時間＝8:30～11:00 ●会場＝旭ヶ丘地区及び旭丘小学校、愛子地区及び愛子小学校、柗江地区及び柗江小学校、遠見塚地区及び遠見塚小学校、袋原地区及び袋原中学校、鶴が丘地区及び鶴が丘中学校 ●直接会場へ

■携帯電話へ「緊急速報メール」を一斉送信します

6月12日8:33頃、市内で、対象機種の携帯電話をお持ちの方に、訓練のメールを送信します。
※対象機種や設定方法については、各携帯電話会社へお問い合わせください。

問い合わせ 危機管理室減災推進課 ☎214・3049

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局生活再建推進室 ☎214・8559までご連絡ください。